

## 第11節 海外の動向

### 1 海外の情報通信政策の動向

#### (1) 米国の情報通信政策の動向

米国では、従来から実施しているブロードバンド普及促進策や個人情報保護、サイバーセキュリティ対策政策について、政策の内実を拡充しているところである。

ブロードバンド普及促進については、これまで2010年3月の「国家ブロードバンド計画 (National Broadband Plan)」に基づき、連邦通信委員会 (FCC) は、遠隔地における固定ブロードバンド敷設に対する補助金交付を実施したほか、モバイル・ブロードバンドの普及に向けた周波数の割当てを進めてきた。こうした普及促進策に加えて、敷設したブロードバンドを活用したアプリケーション開発にも力を入れているところであり、2012年6月には、次世代ブロードバンド網普及促進策として「US Ignite」イニシアティブを発表、多数の機関や組織が同イニシアティブに参加している。個人情報の保護についても、2012年2月に発表した政策大綱「ネットワーク社会における消費者データプライバシー (Consumer Data Privacy in a Networked World)」に基づいて、具体的な取組が実施されている。

なお、オバマ政権でFCC委員長を務めたジュリアス・ジェナカウスキー委員長は、2012年3月に任期を残しつつ辞任することを発表した。2013年5月には、オバマ大統領は、次期FCC委員長にトム・ウィーラーを指名した。FCCでは、ネット中立性規則は裁判所の判決待ちの状態であるほか、メディア所有規制の見直しを実施しているところである。また、周波数帯の効率的な利用に向けたインセンティブ・オークションの実施も控えており、次期FCC委員長の手腕が注目されている。

##### ア 次世代ブロードバンド網普及促進策「US Ignite」

大統領府科学技術政策局 (OSTP) 及び国立科学財団 (NSF) の発案により2012年6月13日に公表された、ギガビット級の超高速ブロードバンド政策である「US Ignite」イニシアティブは、①「行政命令13616号」による連邦政府が所有する土地・建物上にブロードバンド網を構築する際の手続きの整備と、②超高速ネットワークとそのネットワーク向けの次世代アプリケーション開発を支援する団体「US Ignite Partnership」の立ち上げの二つで構成されている。「US Ignite Partnership」では、今後5年間で主要な六つの公共分野 (教育と人材開発、高度製造業、ヘルス分野、交通、公衆安全、クリーン・エネルギー) における60の次世代アプリケーションの開発を達成することが目標となっている。

##### イ モバイル・アプリのプライバシー保護

スマートフォンやタブレット端末上から利用されるモバイル・アプリが収集する個人情報をどのように保護していくかについて具体的な検討が行われている。その契機となったのは、2012年2月に発表、オバマ大統領が署名した政策大綱「ネットワーク社会における消費者データプライバシー」である。米国では、同文書を受けて、国家電気通信情報庁 (NTIA) が主催する会合の場において、2012年7月から、モバイル・アプリのプライバシー保護対策として、事業者における行動規範 (Code of Conduct) の開発のため、関係事業者を一同に介した協議がもたれている。

また、連邦取引委員会 (FTC) では、2012年9月に、モバイル・アプリ開発事業者向けのガイドラインとして、「モバイル・アプリのマーケティング (Marketing Your Mobile App: Get It Right from the Start)」を公表している。同ガイドラインでは、アプリの提供開始時点から、誇大広告を行わず、真実に基づいた情報提供を行うことや、プライバシーに配慮することが重要だとしている。また、プライバシー設定等、消費者に選択肢を用意することや、提示したプライバシー保護対策を忠実に実施すること、子供のプライバシーに配慮することを挙げている。その他、医療情報や金融情報、正確な位置情報等、センシティブな個人情報を収集する際には、利用者から同意を取得しなければならないことや、データのセキュリティに配慮することが必要であるとしている。

## (2) EU諸国の情報通信政策の動向

### ア EU

#### (ア) クラウド・コンピューティング戦略

EUが2010年5月に公表した情報社会政策「欧州デジタル・アジェンダ」では、七つの優先課題の一つ「研究・開発」の中でクラウド関連のアクションが提示されている。欧州委員会は欧州クラウド・コンピューティング戦略の策定に向けて、2011年5月にクラウド・コンピューティングの最適な利活用方法を検討するコンサルテーションを開始した（同年8月末まで実施）。

2012年9月27日、欧州委員会は新たなクラウド戦略「欧州におけるクラウド・コンピューティングの潜在力の解放（Unleashing the Potential of Cloud Computing in Europe：欧州クラウド戦略）」を公表した。EUはクラウド戦略を軸として経済分野におけるクラウド・コンピューティングの利用を推進し、2020年までに250万の新たな雇用創出と年間1,600億ユーロの経済成長を図っていくという方針を表明した。

#### (イ) サイバーセキュリティ戦略

「欧州デジタル・アジェンダ」における、七つの優先課題の一つである「（インターネットの）信頼性と安全の向上」ではサイバーセキュリティ関連のアクションが提示されている。

欧州デジタル・アジェンダの公表以後、ENISA（欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関）の行政イニシアティブ強化、加盟各国におけるCERT（コンピュータ緊急対応チーム）の創設、欧州サイバー犯罪センターの設置（European Cybercrime Centre: EC3）といったアクションが検討・実行されてきた。

2013年2月7日、欧州委員会は、欧州連合外務・安全保障政策上級代表と共同で、ネットワーク・情報セキュリティ（Network and Information Security：NIS）関連の指令提案を盛り込んだサイバーセキュリティ戦略を公表した。

サイバーセキュリティ戦略はサイバー攻撃への対応に関するEUの包括的なビジョンを示したものであり、自由とデモクラシーの深化、ならびにデジタル経済の安定した成長の促進も狙いとしている。同戦略には、情報システムのサイバーレジリエンス（復旧）向上、サイバー犯罪の減少、域内統一のサイバーセキュリティ政策の強化などに関連する特定アクションが盛り込まれている。

#### (ウ) 携帯電話の国際ローミング料金の引き下げ

欧州委員会は、EU域内の携帯電話の国際ローミング料金は高額であるという問題意識のもと、規制による料金の上限設定を行ってきた。2007年に携帯ローミング料金に上限を設ける規制が発効し、2009年には規制の改正が行われた。しかし欧州委員会は依然として携帯ローミング料金は高額であり、さらなる引下げが必要であると主張してきた。また、2009年の規制は2012年6月末が有効期限であることから早急に新たな規制を設ける必要性が指摘されてきた。

2012年3月28日、理事会と欧州議会は、携帯ローミング料金のさらなる引下げを行う規制案の採択に向けて合意した。規制案は、欧州域内移動時のモバイル通信サービスの利用に際して、ユーザーに過剰な料金負担が発生しないことを目的としている。新しい規則は2012年6月30日に官報に掲載され、翌7月1日に発効した。有効期限は2022年6月30日までとなる。

#### (エ) ブロードバンド政策

「高速・超高速インターネット接続」は、「欧州デジタル・アジェンダ」における七つの優先課題の一つであり、ブロードバンド関連のアクションが提示されている。デジタル・アジェンダの目標を実現するための公的補助の促進や加盟国間の政策協調がブロードバンド戦略の中心的課題となっている。

2011年1月20日に欧州委員会は、2020年までの達成を目標としたEUのICT政策「デジタル・アジェンダ」に沿って、ブロードバンド普及への公的補助に関するEUのガイドラインに従い、18億ユーロの導入を承認した。

2012年4月27日には高速インターネット敷設費用を節減する方法に関するコンサルテーションを欧州委員会は開始した。そして6月1日、ブロードバンド網のドラフトガイドラインを発表し、ブロードバンド網整備への国費投入におけるEU国家援助ルール適用についての意見募集を開始した。

このように欧州委員会はブロードバンドの普及に積極的な姿勢を示してきたが、2013年2月8日に理事会は、EUの予算上の優先項目を決定する次期（2014～2020年）の「複数年財政枠組（MFF）」でブロードバンド・アクセス拡大のための資金額を大幅に削減した。

欧州委員会は的を絞ったインフラ投資を欧州レベルで行うことにより成長と雇用を促進し、競争力を強化していく枠組「Connecting Europe Facility (CEF)」の一環として、超高速ブロードバンド網及び汎欧州デジタルサービスへの投資を刺激するために92億ユーロの提案を行っていた。しかし、理事会の修正により、この金額がデジタルサービスのみの約10億ユーロに削減されたため、欧州委員会において今年秋の最終合意に向けた修正予算案が提出された。

## イ 英国

2010年5月の総選挙の結果成立したキャメロン政権下でのICT政策は、(1) 行政サービスのオンライン化によるコスト削減、(2) 政府資産である周波数の売却、(3) ユニバーサル・ブロードバンドの実現、(4) 新たな地域密着型の放送局の創出等を推進することを明確にしている。

また、英国政府は、通信セクターによる長期的経済成長への道を確保し、デジタル時代に沿った通信規制の方向性を定めるため、新通信法の策定に向けて動き出している。

### (ア) 行政サービスのオンライン化によるコスト削減「政府デジタル戦略」

英国においては、内閣府が行政サービスのオンライン化を推進する担当官庁となっている。キャメロン政権発足に伴い、内閣府は、行政情報の公開、行政コストの可視化、行政サービスのオンライン化等により積極的に行政コストの削減を図ろうとしている。

行政サービスのオンライン化に関する具体的な政策として、内閣府は2012年11月6日、政府が提供する各種サービスのデジタル化に向け、その具体的な取組の指針となる文書「政府デジタル戦略 (Government Digital Strategy)」を発表した。

同戦略では、自動車免許試験の予約、税の申告、免許付与などを含め、各種行政サービス分野のデジタル化を一層推進することで、さらなるコスト削減ができるとされている。

### (イ) 政府資産である周波数の売却「4G (LTE) オークションの実施」

英国では、周波数割当等の周波数政策において経済的合理性を重視した手法が導入されており、電波の経済的価値に基づいた周波数割当ての公平化や、周波数行政管理の合理化等を進める中で、周波数オークションや周波数2次取引が実施されている。

通信庁 (Ofcom) は2013年1月23日に、4G (LTE) サービス向け800MHz及び2.6GHz帯のオークションを開始した。その結果同年2月20日に、既存の移動体通信事業者4社 (Everything Everywhere、Hutchison 3G UK、Telefonica UK、Vodafone) とBTの子会社 (Niche Spectrum Ventures Ltd) 1社の合計5社が総額23億4,000万ポンドで落札した。この総額は、英国が2000年に実施した3G周波数のオークションの落札総額 (225億ポンド) の10%程度にとどまる結果となった。

英国政府は、次世代ワイヤレス・モバイル・ブロードバンドの早期構築を目指しており、この4Gオークションにおいて800MHz帯の一部周波数帯を落札した移動体通信事業者1社に対しては、カバレッジ義務を課している。内容は、2017年12月までに、全英における人口カバー率98% (屋内受信)、英国を構成する4地域それぞれにおける人口カバー率95% (屋内受信) を達成することとされている。

### (ウ) ユニバーサル・ブロードバンドの実現

キャメロン政権下において、2010年12月に「英国の超高速ブロードバンドの未来 (Britain's Superfast Broadband Future)」が発表された。その目標は「2015年までに欧州最良の超高速ネットワークを構築し、国民の誰もがブロードバンドにアクセスできる体制を目指す」とされており、具体的には「90%の世帯・事業所に対し超高速ブロードバンドへのアクセスと、全世界帯に対して最低2Mbpsのブロードバンド・サービスへのアクセスの提供」を目指しており、①ルーラル地域へのブロードバンド敷設、②「超接続都市 (Super-connected Cities)」構築、③移動体通信サービスカバレッジの改善の3点がポイントとなっている。

## ウ フランス

### (ア) デジタル化に関する政府活動ロードマップ

フランスでは2011年まで、サルコジ前大統領の下、超高速ブロードバンド推進やデジタル・コンテンツ産業育成等、ICT関連技術の普及と発展が経済成長のキーファクターの一つであるという認識に基づき、デジタル経済計画「フランス・デジタル2012 (2008~2012)」、「フランス・デジタル2012~2020」が策定された。また、2010年に開始された先端産業育成プログラム「未来への投資」では、「デジタル経済」分野に2017年までの国債収入から45億ユーロの助成予算を設定、国家超高速ブロードバンド計画のほか、デジタルコンテンツ・サービス開発、スマートグリッド等のR&Dプロジェクトへの助成を実施している。

2012年5月に就任したオランダ大統領も、前政権が2025年と設定した全国土への超高速ブロードバンド展開の目標年を2022年に前倒しする等、デジタル技術活用に積極的な姿勢を見せ、2013年2月、今後数年間にわたる政策要綱である「デジタル分野における政府活動ロードマップ」(Feuille de Route du Gouvernement sur le Numérique)を公表した。ここには、①デジタル技術活用による若年層の教育・就業機会増大、②デジタル技術活用による国内企業の競争力強化、③デジタル社会・経済におけるフランスの価値の促進、の三つの目標の下で、18の具体的政策が提示されている。この要綱の特徴として、企業・政府のICT利活用推進が中心であった「フランス・デジタル」に比べ、デジタル教育や個人情報保護等、住民の生活に直接関係する事柄が重要視されていること、政策の実現目標年や実現手段が明確化されていることが挙げられる。

#### (イ) 国家超高速ブロードバンド計画の進展

仏政府は2010年、光ファイバインフラの地域間ディバイド解消を目的に、「国家超高速ブロードバンド計画」を発表した。これは先端産業育成計画「未来への投資」の一環とされ、2017年までに国債収入を財源とする20億ユーロの助成予算を設定、通信事業者間の共同投資によるカバー地域拡大、地方自治体の光ファイバ網整備計画等を対象に、プロジェクトの公募、審査が実施されている。

オランダ政権においても、上記「デジタル分野における政府活動ロードマップ」で提示された18の政策のうち、第9は「10年間で国土全体にブロードバンドを展開」と題されており、前政権の計画を継続発展させる内容となっている。

#### エ ドイツ

ドイツのICT戦略は、2010年10月に閣議決定された「デジタルドイツ2015」(Deutschland Digital 2015)に基づき実施されている。同戦略は、2015年までを期限とするICT分野におけるドイツ産業界のイノベーションと競争力を推進するための包括的な取組である。戦略的優先分野として、クラウド・コンピューティング、スマートグリッド、電気自動車、モノのインターネット、3D技術、教育、グリーンIT、Eヘルスなどを設定している。また、電子政府促進策やブロードバンド普及促進策、エネルギー政策、科学技術関連政策等の個別政策とも連携が取られている。

#### (ア) 電子政府政策

ドイツの電子政府普及促進策は、2010年9月に連邦経済技術省内のIT計画協議会(IT Planning Council)が取りまとめた「全国電子政府戦略」(National E-Government Strategy)に基づき、着実に実行されている。2011年6月に同協議会がまとめた覚書では、2011～2015年までに実施すべき優先課題を特定している。政府及び行政活動の透明性の向上、情報セキュリティの確保、電子IDカードの普及促進、連邦・州・地方自治体間のITシステム及びインフラ統合などが指摘されている。

#### (イ) ブロードバンド戦略

ブロードバンド戦略については2009年2月に策定された「連邦政府のブロードバンド戦略」に基づき実施されている。2014年までに全世帯の75%で、50Mbps以上の接続を可能とし、できるだけ早期にドイツ全域において可能とすることを目標としている。

2012年末現在の普及状況としては、50Mbps以上のブロードバンド・ネットワークに接続可能な世帯は54.8%に達した。このうち、LTE方式によるブロードバンド接続は51.69%である。

#### (ウ) クラウド・コンピューティング研究開発助成プログラム

「デジタルドイツ2015」に基づき、2010年9月から連邦経済技術省が主体となり「Trusted Cloud」研究開発プログラムが開始されている。同プログラムは、中規模企業及び公的機関のための安全・信頼性を確保したクラウド・コンピューティングの実現に向けた産学官連携の研究開発プログラムで、14のパイロットプロジェクトが採択され、2014年末まで実施される。

#### (エ) サイバーセキュリティ戦略

ドイツ連邦内務省は2011年2月に、「サイバーセキュリティ戦略」を発表した。同戦略は、サイバー攻撃から重要インフラおよび情報システムを保護することを目的とし、官民パートナーシップに基づく情報共有体制の推進や、サイバー防護センター(Cyber-Abwehrzentrum)の設立などを柱に、10項目の戦略分野を定めたものである。

重要インフラの対象として、エネルギー、情報通信、輸送・交通、医療、水道、食品、金融・保険、政府・行政、メディア・文化を挙げている。

### (3) 中国の情報通信政策の動向

#### ア 基礎通信サービス分野への民間資本による参入を緩和へ

工業・情報化部は2012年6月、「民間資本の通信市場への参入を奨励・誘導する実施意見」を発表し、八つの重点領域への民間資本参入に関する実施意見を取りまとめた。

これら八つの重点領域のうち、特に注目度が高いのは、移動通信の再販業務（MVNO）への参入緩和で、2013年5月に工業・情報化部は「移動通信再販売業務（MVNO）試行の展開に関する通告」を発表し、試行申請の受理を開始した。

MVNOの導入はまず期間限定のテストケースとされ、申請の受理期間は2014年7月1日まで、試行は2015年末までとされている。また申請資格も外資等の企業は除かれている。さらに基礎通信サービスを提供する3事業者（中国移动、中国电信、中国联通）がそれぞれ少なくとも2社との契約を義務付けられているため、最低でも6社の参入が見込まれる。

#### イ ネット利用者の身分管理を強化

「ネットワーク情報セキュリティ保護強化に関する決定」が2012年12月に全人代常務委員会で可決され、ネット利用者の身分管理が一層強化されることになった。

これまで国務院はインターネット管理に関する行政規定を9件、中央省庁はインターネット管理に関する通達を10件以上策定しており、今回の可決を受け、国務院法制弁公室は今後、関係部門と協力してこれらの規定の統合を推進するとしている。

また、国務院は当該決定にあわせて、2000年に策定した「インターネット情報サービス管理弁法」の改正を進めており、決定の内容を具体化するとしている。具体的には、北京市・上海市・天津市・広州市・深セン市の5都市での試行経験に基づき、ネット上の身分管理制度を具体化することが想定されている。

さらに、工業・情報化部は今後ネットワーク情報セキュリティの保護について、①ユーザーの電子情報保護やスパム情報の処理、携帯電話ユーザーの身分管理等に関する命令の策定、②ユーザーの電子情報保護等に関する技術標準等の規定の具体化、③監督の強化及び通信事業者とインターネット企業の該当決定への指導、④研究開発の奨励によるユーザーの電子情報セキュリティ水準の向上、⑤情報セキュリティやスパム情報の配信等の違法行為に関する苦情受理制度の改善及び苦情提出の奨励といったことを推進するとしている。

政府は、一連の取組で国家安全・公共利益・民衆権益の確保やネットワーク情報セキュリティの保護、ネット秩序の維持を推進しようとしている。

#### ウ 国務院、「国家戦略的新興産業発展の第12次5か年計画（2011-2015）」を発表。クラウド・コンピューティングを重要プロジェクトに指定

国務院は2012年7月に、「国家戦略的新興産業発展の第12次5か年計画（2011-2015）」を発表した。この中において、情報通信分野関連では五つの重要プロジェクトが指定されており、そのうちの一つはクラウド・コンピューティングである。

具体的な取組として、既存の各種のコンピューティング資源を統合し、各領域の情報共有、業務協同を推進するとともに、環境にやさしいクラウドセンター、公共サービスプラットフォームの構築を支援し、SaaS、PaaS、IaaSといったビジネスモデルを推進する。2015年までには国情に合った利用モデル、標準、信頼性の高い産業体系を形成させるとしている。

さらに、支援措置として、財政、税、金融の支援策のほか、重点領域と重要プロセスの改革を加速させるなどの内容が盛り込まれている。

### (4) 韓国の情報通信政策の動向

2013年2月に新政権が発足した韓国では省庁再編が実施された。朴槿恵政権は、科学技術と産業、文化と産業の融合を進める「創造経済」を主導する省庁として、科学技術分野と情報通信分野を所掌する未来創造科学部（「部」は省に相当）を新設し、前政権よりもICT分野を重視する姿勢を見せている。

#### ア 李明博政権までのICT政策

1995～2008年までは、情報通信部がICT政策の司令塔の役割を果たしたため、韓国ではブロードバンドインフラ整備、電子政府、CDMA携帯電話サービス等、政府の主導力を生かして短期間でICT分野が発展した。

しかし、放送政策は放送委員会が所掌したため、通信・放送融合分野では省庁間の管轄争いで、IPTV等の融合サービス開始が大きく遅れるという弊害があった。また、情報通信部が機能を拡大するにつれ、他省庁との管轄を巡る摩擦も増えていた。李明博政権はICT分野を重要視しなかったとの指摘もあるところ、政権発足時に情報通信部を解体して放送通信委員会に再編し、情報通信部のICT機能を4省庁に分散した。

#### イ ICT政策機能の未来創造科学部への移管

今回の省庁再編で朴槿恵大統領が最もこだわりを見せたのが、未来創造科学部の新設である。未来創造科学部は、李明博政権発足時に廃止された科学技術部と情報通信部を合わせた大型省庁で、5省庁から科学技術とICT関連の機能を未来創造科学部に移管することになった。

省庁再編は新政権発足と同時に実施の予定であったが、未来創造科学部への放送政策機能移管をめぐる国会での論議が難航を極めたため、政権発足から1か月後の3月後半まで大幅にずれ込んだ。なお、未来創造科学部の機能は与野党間合意により、周波数政策は未来創造科学部が総括するが、通信周波数管理は未来創造科学部、放送周波数管理は放送通信委員会の所掌とされたために、原案よりも縮小された。

未来創造科学部が4月に発表した2013年度政策方針には、新政権の国政課題に沿った内容が盛り込まれた。主な政策として、2017年までに科学技術とICT融合（衛星映像ビッグデータ処理等）の10プロジェクト推進による新産業創出、クラウド法制定、ビッグデータ分析・活用センター構築、M2M試験事業推進を通じたインターネット新産業育成等がある。また、国家情報化のため、文化・医療等民間の活用度が高いDB構築、社会各分野でのICT実装、伝統産業のICT化も推進する。世界進出を視野に入れたコンテンツ育成のためのファンドも設定する。通信インフラ政策では、2017年までに全国90%の地域にギガビット級ブロードバンドを普及する計画である。一方、通信料金引き下げ政策として、2015年までに携帯電話加入費を段階的に廃止する計画も盛り込まれた。

## (5) インドの情報通信政策の動向

インドの情報通信分野は、1991年以降の経済自由化政策の流れに従い、規制緩和、外資活用等による自由化路線がとられた。その結果、2000年以降、特に移動体通信分野において加入者が爆発的に増加した。2010年後半より、成長率はやや鈍化したものの、2012年12月末の加入者数は8億6,472万で人口普及率は70.82%となり、世界的には中国に次ぐ規模の市場となった。その一方で、固定通信サービスの加入者数は微減傾向を示しており、同じく2012年12月現在では3,079万で人口普及率2.52%にとどまっており、投資とサービス普及が移動体通信分野に集中している状況である。固定インターネットの加入者は2,533万（人口普及率5.49%）、そのうちブロードバンドは1,498万（3.25%）で増加傾向を示しているもののまだ普及率は低いといえる。

情報通信産業、特に通信分野は、電力、交通、水力等と同様にインドの経済成長にとって重要な基礎的インフラと考えられている。インターネット加入者が10%増加すると、GDPは1.08%増加し、移動体通信サービス加入者が10%増加するとGDPが1.5%増加するとの調査結果が出ている\*1。

#### ア 2012年国家電気通信政策

インド内閣は2012年5月31日、今後約10年間のインド情報通信分野の方向性を決定付ける新たな規制・政策の枠組である「2012年国家電気通信政策（National Telecom Policy-2012）」を承認した。

2012年国家電気通信政策の目標は「安心安全で信頼でき、手ごろな価格で利用でき、高品質で融合された電気通信サービスが、いつでもどこでも利用できるようにし、それが社会経済全体の発展を加速させること」となっている。また、電気通信サービスが経済全体に乗数効果と変革をもたらすような影響を与えることを目指している。

この政策は、今後制定される各種のガイドラインによって実施されることになり、現在のサービス・プロバイダが新しい自由で公平な政策枠組に迅速に移行できるよう、適切な対策が推進されることになる。

#### イ 2012年国家IT政策

インド内閣は2012年9月20日、「2012年国家IT政策（National Policy on Information Technology 2012）」を承認した。同政策は、情報通信が人々の生活を変革する力を有するという確信の下、国家の経済的、

\*1 ICRIER(インド国際経済関係研究所) 「インド：インターネットの影響 (India: The Impact of Internet)」(2012年1月19日)  
[http://www.icrier.org/pdf/Internet\\_Release\\_20Jan12.pdf](http://www.icrier.org/pdf/Internet_Release_20Jan12.pdf)

開発上の課題に対処するためICTを活用することを目的としている。

#### ウ 2012年国家電子機器政策

インド内閣は2012年10月25日、「2012年国家電子機器政策（National Policy on Electronics 2012）」を承認した。インドでは電子機器産業が急速に発展しており、同政策は、電子システム・設計・製造（Electronic System and Design and Manufacturing：ESDM）分野において国内需要を満たすと同時に国外輸出を増やし、インドがESDM分野の国際的なハブとなると同時に、同分野の雇用を増大させることにより、さらなる経済成長を達成するという内容となっている。

また、海外製品に頼るのではなく、国内製品を普及させることによって、安全保障の面だけでなく、民間のインフラ部門（通信、電力、鉄道、航空等）においてもサービスの連続性を確保することが重要としている。

インド政府は、ESDM分野の強化のため、2012年2月に主管庁である通信IT省傘下の情報技術局（Department of Information Technology：DIT）を「電子情報技術局（Department of Electronics and Information Technology：Deity）」に名称変更している。さらに今後、同政策目標達成のために産業界からの人材登用により「国家電子機器本部（National Electronics Mission）」が設立されることとなっている。